

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の 提出を求める公示

平成 29 年 12 月 20 日

関東地方整備局 渡良瀬川河川事務所
事務所長 牛腸 宏

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

本案件は、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成 28 年 3 月 22 日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づき、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として関係法令（女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、青少年雇用促進法）に基づく認定を受けた企業及びそれに準ずる企業を評価（認定企業等を加点）する対象案件です。

なお、本案件に係る見積決定及び契約締結は、当該案件に係る平成 30 年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

本案件は、契約手続き等について、一部を除き、上記渡良瀬川河川事務所長とは別の事務所（関東地方整備局高崎河川国道事務所）において行う案件です。

1. 当該招請の主旨

本件は、渡良瀬川河川事務所の既設の三杉川排水機場外主ポンプ設備（以下「当該設備」という。）の修繕工事に関する公示である。

対象となる修繕工事は、設備の機能・性能に影響を及ぼす「分解整備や設備更新等の修繕工事」とする。修繕工事とは、設備の「機能・性能」を「維持・回復（復旧）」させるために行う工事であり、故障原因の追及・対処だけでなく、当該設備内の他の部分や同一設備で不具合が発生する可能性の有無の検討や対策の立案等を含むものであり、単に部品交換を行うだけのものではない。

当該設備はその機能を発揮するために必要な「機能・性能」を定めた仕様書等に基づき設計・開発・製作・据付したもので、修繕工事を行う際には高度で高い信頼性が求められるとともに、関連する各設備との調整を図りつつ工事を行わなければならない、当該設備に関する高い技術力が必要不可欠である。

よって、当該設備を修繕する必要が生じた際は、当該設備の工事に必要な技術を有している法人等（以下「特定の法人等」という。）を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、特定の法人等以外の者で下記の応募要件を満たし、当該設備の修繕工事を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、3. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定の法

人等を修繕工事受注予定者とする。

なお、3.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の法人等と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請し、企画競争方式で修繕工事受注予定者を決定する。

また、当事務所は当該設備に修繕の必要性が生じたときのみ、本公示の手続きによって特定された修繕工事受注予定者と修繕工事に関する工事契約を結ぶこととし、修繕の必要性が生じなかった場合は契約手続きを行わないこととする。ただし、本公示による手続き後に当事務所が修繕工事を依頼できる期間は平成31年3月31日までとする。

2. 施工概要

- (1) 件名 H30 渡良瀬川河川事務所管内排水機場の主ポンプ設備修繕
- (2) 対象設備 別紙「業務説明書」参照
- (3) 施工内容 渡良瀬川河川事務所の既設の三杉川排水機場外主ポンプ設備について、別途修繕工事の契約手続きを行った際、当該設備の修繕工事を行うこと。

修繕工事の施工に際しては、故障原因の追及・対処だけでなく、当該設備内の他の部分や同一設備で不具合が発生する可能性の有無の検討や対策の立案等を行うこととする。

3. 応募要件

(1) 参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下の通りとする。

1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 設備毎に必要な要件及び以下の競争参加資格を有すること（詳細は別紙「業務説明書」参照）。
 - ア. 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）の平成29・30年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち機械設備工事に認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）。
- ③ 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（②の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④ 関東地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

⑤警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

2) 技術力に関する要件

①設備毎に検査・試験に関する自らの体制を証明できること。

②発注者からの修繕に関する問い合わせに対応できる体制が整っていること。

3) 実績に関する要件

設備毎に、過去に元請けとして完成・引渡が完了した同種・同規模の揚排水ポンプ設備を「自ら製作・据付」した実績を有すること（詳細は別紙「業務説明書」参照）。

なお、「自ら製作・据付」とは、ポンプ設備全体のシステム設計を行い、主要機器である主ポンプ設備を現地に据付し、試運転までを実施した場合とする。

4) 工事施工体制について

本手続きにおいては、対象となる修繕工事の内容が事前に確定しているものではないことから、配置予定技術者を応募要件に設定しないが、本手続きによる修繕工事の契約時には揚排水ポンプ設備に関する知識を有し、新設又は修繕工事に携わった経験を有する監理（主任）技術者を配置するものとする。

4. 手続等

(1) 担当部局

①契約関係

〒370-0841 群馬県高崎市栄町6-4-1

高崎河川国道事務所 経理課

電話 027-345-6031

FAX 027-345-6086

②技術関係

〒326-0822 栃木県足利市田中町661-3

渡良瀬川河川事務所工務課機械係

電話 0284-73-5554

FAX 0284-73-5570

(2) 業務説明書の交付期間、場所及び方法

1) 交付場所及び方法

業務説明書を上記(1)1)の窓口で紙面により交付する。

郵送等（着払い・希望者の負担）を希望する者は、上記(1)1)の窓口申し出ること。また、電子データでの交付を希望する者には、記録媒体（CD-R等、USBは不可）を上記(1)1)の窓口持参又は郵送等を行うことにより電子データを交付するので、上記(1)1)の窓口その旨申し出ること。持参による場合は、上記(1)1)の窓口記録媒体を持参すること。郵送等による場合

は、上記(1) 1)の窓口に記録媒体、返信用の封筒（切手を貼付）、担当者の連絡先が分かるものを同封すること。

2) 交付期間

交付期間は、平成 29 年 12 月 20 日(水)から平成 30 年 1 月 12 日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日）を除く毎日、8 時 30 分から 17 時 15 分まで。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

1) 提出場所及び方法

提出場所は、上記(1) 1)に同じ。持参又は郵送等（書留郵便等記録が残るものに限る）又は F A X（着信を確認すること）で提出すること。

2) 提出期限：平成 30 年 1 月 15 日(月) 17 時 15 分。

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 4. (1)に同じ。
- (3) 当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する際の提出予定期限は次のとおり。

平成 30 年 2 月 5 日(月) 17 時 15 分

- (4) 3. (1) 1)②に掲げる競争参加資格の認定を受けていない場合も 4. (3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が企画提案書の提出者として選定された場合に、企画提案書を提出するためには、企画提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。
- (5) 本公示に対する応募の単位は、別紙「対象設備一覧表」の設備毎とし、一つの参加意思確認書で複数の設備の修繕希望を応募することはできない。
- (6) 詳細は業務説明書による。